

佐賀さいこう UJI 就職応援事業募集要綱

(目的)

第1条 この要綱は、少子化や雇用環境の好転を背景として県内企業の人手不足感や人材確保難が深刻化する中、UJI ターンを通じて県内企業へ就職する大学新卒者等に対して奨励金を支給することにより、県内への産業人材の還流を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校を除く。）、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条に規定する各種学校及び各種法律に規定される省庁大学校をいう。
- (2) さが就活ナビ 佐賀県産業人材確保プロジェクト推進会議が運営する県内企業を紹介するウェブサイト
- (3) 正社員 会社が定める所定労働時間労働し、雇用期間の定めがない労働者
- (4) 新規卒業予定者 事業実施年度に卒業を予定している者
- (5) 就職している者 週の所定労働時間が20時間以上かつ31日以上引き続き雇用されている者

(奨励金の支給対象の要件)

第3条 奨励金の支給を受けようとする者は、次の各号に該当する者のうち、申込時点で、さが就活ナビの登録会員であり、かつ、事業実施年度の6月1日から翌年度4月30日までに、さが就活ナビに企業情報を公開している企業の県内事業所に正社員として就業予定である者（ただし、公務員等を除く。）とする。

- (1) 佐賀県外に所在地のある大学等の新規卒業予定者
- (2) 佐賀県外に所在地のある高等学校から佐賀県内に所在地のある大学等へ進学した新規卒業予定者
- (3) 前2号以外の35歳以下（事業実施年度の4月1日現在）で、佐賀県外に所在地のある事業所に就職している者（申込時点で離職後2年以内の者を含む）

なお、県等が別に実施する、わくわく地方生活実現政策パッケージの移住支援事業に申し込む者は当事業の対象外とし申し込みはできないものとする。

(奨励金の支給対象者の認定)

第4条 奨励金の支給を希望する者は、さが就活ナビ内の申込フォームに必要事項を入力することで支給の申し込みを行い、奨励金当選の認定を受けなければならない。

(奨励金の額及び支給の要件)

第5条 奨励金の額は、以下のとおりとする。

- (1) 第3条第1号の場合は大学等の所在地、同条第3号の場合は県外事業所の所在地が、「北海道・東北・関東・中部地方」の場合は30万円、「関西・中国・四国・沖縄地方」の場合は20万円、「九州地方」の場合は10万円
- (2) 第3条第2号の場合は10万円

2 奨励金の支給要件は、以下のとおりとする。

- (1) 第3条第1号及び第2号の場合 さが就活ナビ掲載企業から内定通知を受けている者であり、かつ、就業予定地が佐賀県内であること。
- (2) 第3条第3号の場合 さが就活ナビ掲載企業から内定通知を受けている者であり、かつ、就業予定地が佐賀県内であること、又は当該企業の佐賀県内事業所に既に就業していること。

(奨励金の支給手続き)

第6条 第4条に掲げる認定を受けた者（以下「支給対象者」という）は、前条に定める奨励金の支給を受けるため、別途定める各事業実施年度における「佐賀さいこう UJI 就職応援事業奨励金申請書兼請求書」及び「佐賀さいこう UJI 就職応援事業奨励金申請にあたり必要となる書類」を添えて、佐賀県産業人材確保プロジェクト推進会議会長あてに第4条の認定時に指定された日時までに申請しなければならない。

2 佐賀県産業人材確保プロジェクト推進会議会長は、前項の申請があったときは、速やかに審査を行い、適当と認めたときは、当該支給対象者の就職予定企業へ別途定める「採用予定報告書」様式を送付しなければならない。

3 就職予定企業の担当者は、前項の「採用予定報告書」様式の送付があった場合は、速やかにその内容を確認し、事実と相違ない場合は必要事項を記載した後、佐賀県産業人材確保プロジェクト推進会議会長あてに提出しなければならない。

4 佐賀県産業人材確保プロジェクト推進会議会長は、前項の規定による提出があったときは、速やかにその内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めたときは、予算の範囲内において奨励金の支給を行うものとする。

(認定の取消し等)

第7条 佐賀県産業人材確保プロジェクト推進会議会長は、支給対象者が、次の各号のいずれかに該当するときは、支給対象者の認定又は奨励金の支給を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により、支給対象者の認定又は奨励金支給の決定を受けたとき。
- (2) 第3条に掲げる対象要件に該当しなくなったとき、又は第5条第2項の支給要件を欠いていたことが判明したとき。

2 佐賀県産業人材確保プロジェクト推進会議会長は、前項の規定により奨励金の支給の決定を取り消した場合において、既に奨励金を支給しているときは、期限を定めて当該奨励金の返還を命ずることができる。

(各種関連事業への協力)

第8条 第6条第4項により支給を受けた者及びその者が就職を予定している企業は、佐賀県産業人材確保プロジェクト推進会議が実施する採用状況調査をはじめ、佐賀さいこう UJI 就職応援事業の各種関連事業に協力するよう努めなければならない。